

平成17年度市場モニタリングテスト結果

家庭用品品質表示法に係る試買テスト

「スカート」

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

平成17年度に、家庭用品品質表示法の対象商品である「スカート」について、同法の繊維製品品質表示規程(以下「表示規程」という。)に対する遵守状況を調査するため、試買テストを行いました。

テストの実施にあたっては、成人女性用スカート20銘柄を市場から購入し、テスト対象商品としました。当該品目は、表示規程に定められた表示項目である繊維の組成、家庭洗濯等取扱い方法及び表示者名等を表示する必要があります。テストの結果、20銘柄中7銘柄が表示規程に不適合でした。

主な不適合内容は、繊維の組成のうち、表示以外の繊維が使用されていたことで、6銘柄が不適合でした。この中にはパッチワーク商品で組成の異なる数種類の生地を使用しているにもかかわらず、全ての組成繊維を表示していなかったもの、装飾及び効用を増すために生地全体に伸縮糸が使用されているにもかかわらずその繊維の表示がないものなどです。

不適合事項の詳細は次のとおりです。

不 適 合 内 容		銘柄数 ()
繊維の組成	表示以外の繊維が使用されていた。 ・表地のエンブroidリーレース生地に使用されていた刺しゅう糸(ポリエステル)の表示がなかった。 ・裏地のレース部分に使用されていたナイロンの表示がなかった。 ・表地に使用されていたレーヨン、ナイロン、麻、ポリウレタンの表示がなかった。 ・本体に使用されていたスリット糸(ポリエステル)の表示がなかった。 ・表地に使用されていた伸縮糸(ポリウレタン)の表示がなかった。	6
	本体とセットで販売されていた裏地の表示がなかった。	1

	混用率が誤差の許容範囲（±5%又は±4%）を超えていた。	3
	裏地がないのに「表地」の用語を使用し、分離表示していた。	1
家庭洗濯等 取扱い方法	繊維規程に定められた取扱い絵表示記号を用いていなかった。	2
表示者名等	表示者名が正式名称で表示されていなかった。	1

（ ）該当銘柄数は、1銘柄で複数の不適合事項に該当するものは重複集計している。

なお、当機構では不適合と考えられる表示を行っていた表示者に対して、テスト結果を提示し当該表示者の見解及び対応策について聴取を行い、テスト結果と共に経済産業省に報告しました。この報告に基づき、経済産業省から当該表示者に対して改善指導が行われました。